

2 8 0 - 1 3 4 2

令和4年8月26日

宮崎県建設産業団体連合会長 殿

宮崎県県土整備部管理課長

(公 印 省 略)

建設業法施行規則等の一部改正について（通知）

本県の建設業行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、標記につきまして、別添のとおり国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、改正に係る資料を送付しますので、貴会会員へも御周知くださいますようお願いいたします。

記

1 改正の概要

別紙のとおり

2 添付資料

- (1) 建設業法施行規則等の一部改正について（通知）
- (2) 建設業法施行規則の一部を改正する省令
- (3) 規則別記様式25号の14 別紙3
- (4) 別記様式25号の15
- (5) 建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件及び経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等を定めた件の一部を改正する告示 ※新旧対照表
- (6) 建設業法第二十七条の二十三第三項の規定による経営事項審査の項目及び基準を定める件 ※改正後全文
- (7) 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等を定めた件 ※改正後全文
- (8) 経営事項審査の事務取扱いについての改正について（通知）
- (9) 経営事項審査の事務取扱いについて（通知） ※改正後全文
- (10) 経営事項審査の事務取扱いについて ※新旧対照表
- (11) 経営事項審査の主な改正事項

問合せ先

担当：建設業審査担当 椎

電話：0985-26-7176